3　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、当該一方の締約国の及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従って適用される税率より輸入関税を引き上げてはならない。

第十六条　輸出関税

いずれの一方の締約国も、自国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出される産品について、いかなる輸出関税も新設し、又は維持してはならない。

第十七条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、両締約国の関税地域間で取引される物品の課税価額の決定について適用する。

第十八条　輸入及び輸出の制限

一方の締約国は、他方の締約国の関税地域の産品の輸入について又は他方の締約国の関税地域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、輸入関税及び輸出関税以外の禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条の規定その他の世界貿易機関設立協定の関連規定に基づく義務に適合しないものを、自国の関税地域において新設し、又は維持しないことを確保する。

第十九条　輸出補助金

附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いずれの締約国の関税地域においても、いかなる輸出補助金も新設され、又は維持されてはならない。

第二十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第十五条の規定に従って他方の締約国の原産品の輸入関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか自国の関税地域内の生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国の関税地域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　輸入関税の段階的な引下げの対象となる1に規定する他方の締約国の原産品について、輸入関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　1に規定する他方の締約国の原産品について、次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで輸入関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

3　締約国は、附属書一の自国の表に定める条件に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

4　締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。当該調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

5　次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a)　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する4に規定する調査を開始する場合

(ii)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b)　(a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、当該通報において、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該通報には、次の事項を含める。

(i)　(a)(i)の場合については、調査の開始の理由に加えて、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii)　(a)(ii)の場合については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c)　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、4に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び6に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d)　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、三年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e)　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f)　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品については、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における輸入関税の税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

6　(a)　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される輸入関税の増大分と実質的に等価値の対応を輸入関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b)　両締約国が5(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この章に基づく輸入関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

7　各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8　各締約国は、二国間セーフガード措置をとるに当たり、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続に従う。

9　(a)　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が当該一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの明白な証拠があるという仮の決定に基づき、2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。